

意見書

平成22年 5月26日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 おおたけ しんいち
代表取締役社長 大竹 伸一
連絡先

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年3月29日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

—N G Nのイーサネット接続に係る平成22年度の接続料の設定に係る接続約款の措置—

平成22年5月26日
西日本電信電話株式会社

| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|--------|--|--|
| 算定方式全般 | <p>「次世代ネットワークに係る平成 22 年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置」に対する弊社共再意見（平成 22 年 3 月 9 日提出）でも述べたとおり、本変更案の対象である NTT 東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）の接続料算定方式については、レガシー系サービスからの需要の移行期にあることを踏まえ、レガシー系サービスの接続料の急激な上昇等による混乱を避けるためにも、NTT-NGN のみならずレガシー系サービスのコストも加味したハイブリッドモデルによる算定を行う等、NTT 東西殿の新旧のネットワーク全体でコスト把握した接続料算定方式に見直すべきと考えます。</p> <p>そのために、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場（以下、「NTT-NGN 接続料研究会」という。）を早急に立ち上げ、接続料算定の在り方について総合的に見直すための継続した議論が行われることを要望します。</p> <p>【ソフトバンク BB 株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p> | <p>NGN のアンバンドルについては、NGN の接続ルールに係る情報通信審議会答申（平成 20 年 3 月）に基づき実施しているものであり、また、アンバンドルされた機能に係る接続料の算定方法も、平成 20 年度に学識経験者や接続事業者を交えて開催された「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において取りまとめられた接続料算定フローやコストドライバ等に関する報告書（平成 20 年 12 月）を踏まえたものであることから、適切であると考えます。</p> |

| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|------|---|--|
| 算定期間 | <p>本変更案では、1年間を算定期間とした将来原価方式が採用されていますが、NTT-NGNは、接続料規則第八条第二項第一号において「新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき」とされる将来原価方式適用の条件を満たしているのはもちろんのこと、その需要の増加は複数年に跨ることはほぼ確実であることから、将来原価方式にて接続料を算定する場合には、算定対象期間を例えば5年間とする等、長期の算定期間を採用することが適当と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】</p> <p>【ソフトバンクテレコム株式会社】</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p> | <p>接続料は、実際にご利用いただいている設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価で算定することが基本であると考えます。</p> <p>ただし、NGNイーサについては、平成20年度が実質的なサービス開始初年度であり、平成22年度の接続料算定に平成20年度のコスト・需要を用いた場合、平成22年度のコスト・需要との乖離が大きくなると想定されること、また、できる限り早期に実績原価での算定に移行することが適当であることから、平成22年度1年間のコスト・需要を予測した将来原価方式により算定することとしたものです。</p> |
| 帯域換算 | <p>NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置）（平成22年3月29日付）においても、「帯域換算係数については、今後のIP系装置の市販価格の経年変化によって見直しが必要となる事態が想定される」と示されていることからも、料金設定に使用する係数についてはNTT-NGN接続料研究会において議論し、適時適切に見直しをすることが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】</p> <p>【ソフトバンクテレコム株式会社】</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p> | <p>今回の接続料算定に用いた帯域換算係数は、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において整理された内容に従って、一般的なイーサネットスイッチの「直近」の市販価格を用いて算定したものであり、適切であると考えます。</p> <p>今後、当該スイッチの市販価格が大きく変動等した場合には、当社としても適切な見直しを検討する考えです。</p> |

| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|----------------|--|--|
| PVC換算とバルク型料金体系 | <p>申請概要にも記されているとおり、PVCタイプは、網内折り返しが可能なCUGと比べてネットワークの使用帯域が大きいため、CUGタイプと比較してコストが高くなってしまう傾向にあります。</p> <p>そのようなこともあります、PVCタイプの接続料水準は、バルク型の料金体系の適用状況によっては、NTT東・西が設定しているCUG方式のイーサネットサービスのユーザー料金よりも高い水準となってしまうケースが存在します。基本機能であるにも関わらず、利用回線数が少ない事業者にとっては、ユーザー料金と比較して割高な接続料しか適用されないため、参入が不可能な料金体系となっており、事実上の参入障壁となっています。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> | <p>アクセス回線からPOIまでの全区間で契約帯域と同帯域のネットワークを使用するPVCタイプに対し、網内折返しが可能なCUGタイプは、契約帯域に対するネットワークの使用帯域が小さくなっています。今回申請のPVCタイプの接続料は、こうした点に着目し、実際にご利用いただくネットワークの使用帯域に応じてコストを適切にご負担いただけるように算定したものであり、適切であると考えます。</p> <p>また、バルク型の料金体系は、同一設備を利用する事業者ごとの回線の使用帯域の大きさによるスケールメリットを反映させるものであり、適切であると考えます。</p> <p>なお、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」の報告書（平成20年12月）においても、「バルク型料金体系の導入を認めることは妥当性を有するものと考えられる」と整理されているところです。</p> |

| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|-------------|--|---|
| システム改修費用の負担 | <p>本機能は第一種指定電気通信設備の基本機能であり、当初から他事業者との接続を前提として機能が構築されているべきであることに鑑みれば、本来は、NTT東・西も接続事業者と同一の方式を用いることにより接続の同等性を担保し、接続を前提とした場合において発生するシステム改修費用について、NTT東・西の利用部門を含む利用事業者間で負担すべきです。</p> <p>NGNの設計方針により、他の事業者が相互接続によりユーザー料金の設定をエンド－エンドで行うためには、PVCタイプを新たに構築せざるを得なくなつたため、NTT東・西がCUGタイプのみを採用する場合には当該システム改修にかかる費用負担の対象外となります。上記の趣旨に照らせばNTT東・西と接続事業者との間で費用負担の同等性が確保されている必要があり、総務省は認可に先立ち、十分に2つのタイプの同等性を検証すべきです。</p> <p>また、PVCタイプを新たに構築した理由は、NTT東・西がNGNについて接続を前提として設計していなかったことにあるため、NTT東・西が自らの都合でPVCタイプを採用しないことをもって、システム改修費用の回収リスクを一方的に接続事業者のみに負わせることは不適当であると考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> | <p>当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インターフェース条件や接続条件を事前に公表する等オープン化に取り組み、サービス開始当初から、他事業者も当社と同一の方式で相互接続が可能となっており、当社と他事業者との接続の同等性は担保できているところです。</p> <p>また、複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築できるCUGタイプであれば2拠点を結ぶことも可能であるところ、今般、KDDI殿1社の要望により、あえて当社が利用する予定のない(2拠点のみを結ぶ)PVCタイプを導入することとなる以上、PVCタイプの提供に必要な固有のオペレーションシステム等の改修費用は、PVCタイプを利用する接続事業者においてご負担いただくことが適当であると考えます。</p> <p>なお、当該システム改修費用については、各年度の要回収額を事前に確定した上で、当該年度の実績需要に応じてPVCタイプを利用する接続事業者間で費用負担することにより、接続事業者の需要の多寡にかかわらず、当該費用が確実に回収できるスキームとする必要があると考えます。</p> |

| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|---------|--|--|
| | <p>なお、実際の接続可否を判断するためには、接続事業者が負担すべきシステム改修費の規模が事前に明らかになっている必要があることから、NTT東・西においては、何らかの形で費用の総額を広く公表すべきです。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> | <p>システム改修費については、本機能の利用を要望する接続事業者から事前調査申込みがあれば、通常の相互接続の手続きに従い、概算額を提示することとしており、十分な情報開示がなされているものと考えます。</p> <p>本意見を提出されたKDDI殿にも、事前調査の手続きを通じ、システム改修費用の概算額をご回答しているところです。</p> |
| スタックテスト | <p>スタックテストについても、CUGタイプの接続料相当額を計算してCUGタイプの利用者料金と比較することによって接続料の適正性を判断しており、PVCタイプとCUGタイプの同等性が担保されているのか不透明です。本当に適切な検証が行われたと言えるのか判断できないため、スタックテスト実施にあたって計算されたCUGタイプの接続料相当額を公表し、接続料の適正性を第三者にも検証可能とすべきです。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> | <p>今回、認可申請しているのはPVCタイプの接続料ですが、当社のイーササービスについては、CUGタイプだけを提供しており、PVCタイプの利用者料金は設定していません。そのため、PVCタイプの接続料算定と同じ手順に基づき算定したCUGタイプの接続料相当額とCUGタイプの利用者料金の関係を検証することにより、PVCタイプの接続料水準の検証を行っており、適正な検証方法であると考えます。</p> <p>なお、スタックテストに用いたCUGタイプの接続料相当額については、ユーザ料金の原価であり当社の経営情報にあたることから、開示することは適当でないと考えます。</p> |

| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|-----|---|---|
| その他 | <p>N T TコミュニケーションズはN T T東・西からN G Nのイーサネットサービスの卸を受けて自社のイーサネットサービスを提供していますが、卸サービスの料金については相対で設定されており、その水準は明らかにされているわけではありません。</p> <p>この状況で、N T TコミュニケーションズがP V Cタイプの接続料水準よりも安いユーザー料金でN G Nイーサネットサービスを提供できているとすれば、グループ会社間の連携により反競争的行為を生じさせている懸念があります。このような公正競争上の問題の懸念を解決するためには、N T Tの持株体制を解体し、N T Tグループの市場支配力をなくすことが必要です。</p> <p>【K D D I 株式会社】</p> | <p>イーサネットサービスは、法人ユーザ向けのサービスであり、その提供にあたっては個別のユーザ要望に応じて相対契約を締結することが多く、こうした中で、N T Tコミュニケーションズ殿とも相対契約によりサービス提供をしているところであり、個別の相対のユーザ料金について公表することはできませんが、設備コストを下回る料金設定は行っておらず、また、特定のユーザに対して不当な差別的取扱いもしていません。</p> <p>また、他の事業者からユーザとしてサービスを提供してほしいとの要望があれば、同等の取引条件によりサービス提供させていただく考え方であり、グループ会社間の連携による反競争的行為はありません。</p> |
| | <p>N G Nイーサネットサービスについては、上記のとおり「コスト面、機能面でのC U GタイプとP V Cタイプの同等性」「バルク型の料金体系」「スタックトレースの適正性」といったボトルネック設備に起因する問題や、「N T Tのグループ会社間の連携」という総合的な市場支配力の問題が存在します。</p> <p>今回アンバンドル料金が設定されることは前進と言えますが、そもそもN G Nは、これらの本質的な問題を抱えており、公正競争環境が確保されているとは言えません。この観点からは、既に認可されているN T T東・西のN G Nによる活用業務の妥当性について見直しが必要であると考えます。</p> <p>今後のI C T政策を検討する上では、この点も含め、過去の政策を十分にレビューし、政策に反映させていくことが強く求められます。</p> | <p>今回の接続約款の認可申請は、活用業務の認可条件を踏まえ、N G Nの接続ルールに係る情報通信審議会答申（平成20年3月）の内容に従って行っており、活用業務の妥当性について見直す必要はないと考えます。</p> |

| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|----|------------|------|
| | 【KDDI株式会社】 | |